

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※市(町)処理欄	1. 現年度	2. 新年度	3. 兩年度

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。◎用紙が足りない場合は、コピーしてご利用ください。

入転し勤、再就職等により、異動後の勤務先で手続きを済ませた特別徴収で、給与を支払う場合、前月務一日で現住所まで記入し、課税新勤務の先市に回付願いします。付し新勤務先では、C欄を記入

(宛先) 下田市長 年月日 提出	(特別徴収義務者) 所在地 フリガナ 代表者の職氏名 法人番号又は個人番号	この届出に係る連絡先	係		特別徴収義務者指定期番号				
			氏名		宛名番号				
			電話		受給者番号 (整理番号)				
給与所得者		(ア)特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	(イ)徴収済額	(ウ)未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	1月1日から退職時までの給与支払総額
フリガナ	旧姓	円	月分から	円	円	令和 年 月 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他 ()	1. 特別徴収継続 →(C欄記入) 2. 一括徴収 (5月分までまとめて徴収) →(B欄記入) 3. 普通徴収 (残額を個人で納付) →(B欄記入)	円
氏名			月分まで						控除社会保険料額
生年月日	昭和・平成年月日								円
個人番号									
1月1日現在の住所	〒								
現在の住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)								

●一括徴収の届出書

一括徴収の理由		徴収予定			一括徴収した税額は		
1. 異動が12月31日以前で本人から申出有(注1) 年月日申出	2. 令和年1月1日以降に退職 (注2)	徴収予定期	徴収予定期額	徴収予定期額合計 〔上記(ウ)と同額〕	月分 納期限 月日	と合わせて納入します	
一括徴収できない理由	1. 5月までに支払われる給与又は退職手当等が未徴収税額より少ない。 2. その他()						

(注1) 12月31日以前の退職者についても、できるだけ一括徴収をお願いします。

(退職後国外へ転出する場合は、特に協力をお願いします。)

(注2) 1月1日から4月30日までに退職した場合は、本人の申出がなくても一括徴収することが義務付けられています。

●転勤等による特別徴収届出書

(転勤等で特別徴収の継続を希望される場合に記入してください。)

月割額 円を 月分から徴収し納入する。	給与特別徴収義務者 者	所在地 フリガナ 代表者の職氏名 法人番号	特別徴収義務者指定期番号
この届出に係る連絡先	係		
	氏名		
電話			
指定番号の事前連絡		要・不要	
納入書		要・不要	

◎送付先 〒415-8501

下田市東本郷一丁目5番18号 下田市役所 税務課
(電話 0558-22-2218 内線 281~283)

A欄

B欄

C欄